

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山中学校施設整備工事設計業務委託	
	業務概要	本業務は、館山中学校新校舎及び新武道場建設工事と同時に整備予定である第一体育館改修、第二体育館新築、外構整備及びその他附帯施設の実施設設計を行う業務である。	
	契約金額	金36,619,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年4月1日	
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	
	契約の相手	千葉県習志野市津田沼1-15-11 相和レジデンス101 株式会社相和技術研究所 千葉事務所	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
<p>新館山中学校建設事業は、新校舎及び新武道場（設計完了済）と本業務で設計する施設からなり、中学校施設全体を整備する事業である。</p> <p>本業務の設計対象は、第一体育館改修、第二体育館新築、外構整備及びその他附帯施設である。</p> <p>新校舎及び新武道場については、令和2年度に（株）相和技術研究所千葉事務所が実施設計業務を行い、建築基準法に基づく「建築確認済証」を取得済みである。令和4年度から令和6年度にかけて工事を予定している。</p> <p>本業務の設計対象施設は、建築基準法上における新校舎の附属施設であり、一体性のある新校舎の建設工事中（建築確認完了済証の取得前）に設計を行うことから、既に取得している「建築確認済証」の変更届出が必要となる。よって、変更届出に関する主たる設計責任は、新校舎を設計した（株）相和技術研究所千葉事務所となる。</p> <p>以上のことから、事業全体が一体の関係にある設計であり、変更届出に伴う設計責任の所在が重要となることから、新校舎及び新武道場の実施設計業務を行った（株）相和技術研究所千葉事務所と随意契約を締結するものである。</p>			